

明 細 書

発明の名称： 広告装置

技術分野

[0001] 相互送客を行う技術に関する。

背景技術

[0002] 相互送客とは、グループ企業内やテナント間において、お互いの顧客を自社に誘導することをいう。市場が飽和し、新規の顧客開拓が難しい中、相互送客は、企業のマーケティング戦略上、重要な手段になっている。

[0003] そのような背景下、相互送客に関する技術的提案がなされており、例えば、特許文献1では、来店客のより具体的な嗜好や関心に沿った買い回りを促し、また、複合商業施設における広告効果の新たな評価軸を提供する技術が提案されている。

先行技術文献

特許文献

[0004] 特許文献1：特開2019-149098号公報

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0005] しかしながら、上記の従来技術においては、店舗間で相互送客を行う場合、それを効率的・効果的に行う手段が提示されていないという問題点があった。

そこで本発明では、上記問題点を鑑み、店舗間の効率的・効果的な相互送客を実現する広告装置を提供することを目的とする。

課題を解決するための手段

[0006] 開示する広告装置の一形態は、第1の事業者がサービス提供する第1のアプリケーションから、前記第1の事業者が運営する第1の店舗において第1のイベントが発生したことを検知した旨の通知を取得する第1通知取得手段と、第2の事業者が運営する第2の店舗で利用可能なクーポンと、該クーポ

ンの特徴を表すクーポン特徴情報と、を関連付けて記憶するクーポン記憶手段と、前記第１のイベントと関連性のある前記クーポン特徴情報を備える前記クーポンを選定する選定規則に基づいて、一の前記クーポンを前記クーポン記憶手段から選定するクーポン選定手段と、前記第１のアプリケーションに対し、前記一のクーポンを通知するクーポン通知手段と、前記第１のアプリケーションから、前記第２の店舗において前記一のクーポンに関する第２のイベントが発生したことを検知した旨の通知を取得する第２通知取得手段と、前記第２のイベントが発生したことを検知した旨の通知に基づいて、前記選定規則を修正するための分析を行う分析手段と、を有し、前記分析手段が、前記第１のイベントが発生した後に前記第２のイベントが発生する頻度を、該頻度が高まるように前記選定規則を修正するための分析を行い、該分析を行った結果に基づいて、前記選定規則の修正を行うことを特徴とする。

発明の効果

[0007] 開示する広告装置は、店舗間の効率的・効果的な相互送客を実現する。

図面の簡単な説明

[0008] [図1]本実施の形態に係る広告装置の概要を説明する図である。

[図2]本実施の形態に係る広告装置の機能ブロック図である。

[図3]本実施の形態に係るクーポン記憶手段の一例を示す図である。

[図4]本実施の形態に係る広告装置のハードウェア構成例を示す図である。

[図5]本実施の形態に係る広告装置による処理例の流れを示すフローチャートである。

発明を実施するための形態

[0009] 図面を参照しながら、本発明を実施するための形態について説明する。

(本実施の形態に係る広告装置の動作原理)

[0010] 図１乃至３を用いて、本実施の形態に係る広告装置（以下、単に「本装置」という。）１００の動作原理について説明する。図１は、本装置１００と他装置との接続関係を示す図であり、図２は、本装置１００の機能ブロック図であり、図３は、クーポン記憶手段１１０の一例を示す図である。

- [0011] 本装置１００は、通信ネットワーク３８０を介して、ユーザー端末３５０や第１の事業者２１０又は第２の事業者２６０が管理する情報処理装置と接続される。通信ネットワーク３８０は、有線通信ネットワークであっても、無線通信ネットワークであっても良い。
- [0012] ユーザー端末３５０には、第１の事業者２１０がサービス提供する第１のアプリケーション２２０や第２の事業者２６０がサービス提供する第２のアプリケーション２７０がインストールされている場合がある。また、ユーザー端末３５０には、広告用アプリケーション３７０がインストールされている形態としても良い。
- [0013] 第１の事業者２１０又は第２の事業者２６０が管理する情報処理装置には、第１のアプリケーション２２０や第２のアプリケーション２７０がインストールされている場合がある。第１のアプリケーション２２０や第２のアプリケーション２７０は、販売促進用のアプリケーション（ソフトウェア）であっても良く、ＥＣ（Electronic Commerce）サイト（仮想店舗）を運営するためのアプリケーション（ソフトウェア）であっても良い。また、第１のアプリケーション２２０や第２のアプリケーション２７０は、第１の事業者２１０又は第２の事業者２６０が運営する実店舗を運営するためのアプリケーション（ソフトウェア）、例えば、ＰＯＳ（Point Of Sales）システムのようなものであっても良い。
- [0014] 図２で示すように、本装置１００は、クーポン記憶手段１１０、第１通知取得手段１２０、クーポン選定手段１３０、クーポン通知手段１４０、第２通知取得手段１５０、分析手段１６０を有する。
- [0015] クーポン記憶手段１１０は、第２の事業者２６０が運営する第２の店舗２８０で利用可能なクーポン３１０（の識別情報）と、クーポン３１０の特徴を表すクーポン特徴情報３２０と、を関連付けて記憶する。第２の事業者２６０は、クーポン３１０が利用できる店舗２８０の運営者であり、店舗２８０は、実店舗であっても良く、ＥＣサイトの様な仮想店舗であっても良い。クーポン特徴情報３２０は、例えば、第２の店舗２８０の業種、第２の店舗

２８０の場所、相互送客を行う場合、クーポン３１０の利用の観点から相性の良い第１の店舗２３０の業種、クーポン発行の優先度・優先順位などの情報である。

[0016] 図３で示すように、クーポン記憶手段１１０は、例えば、第２の店舗２８０：店舗Ｂのクーポン（の識別情報）３１０と、クーポン特徴情報３２０として、店舗Ｂの業種：飲食業、店舗Ｂの所在地：東京都新宿区、相性の良い第１の店舗２３０の業種：日用品の小売業、クーポン発行の優先度・優先順位：１（位）、等に関連付けて記憶する。

[0017] また、図３で示すように、クーポン記憶手段１１０は、例えば、第２の店舗２８０：仮想店舗Ｂのクーポン（の識別情報）３１０と、クーポン特徴情報３２０として、仮想店舗Ｂの業種：服飾の小売業、仮想店舗Ｂの所在地：仮想店舗、相性の良い第１の店舗２３０の業種：電化製品の小売業、クーポン発行の優先度・優先順位：３、等に関連付けて記憶する。

[0018] 第１通知取得手段１２０は、第１の事業者２１０がサービス提供する第１のアプリケーション２２０から、第１の事業者２１０が運営する第１の店舗２３０において第１のイベント２４０が発生したことを検知した旨の通知（第１の通知）２５０を取得する。第１のアプリケーション２２０は、例えば、ユーザー端末３５０にインストールされる販売促進用のアプリケーション、ＥＣサイト（仮想店舗）を運営するためのＷＥＢアプリケーション、実店舗を運営するためのＰＯＳシステムなどである。第１の店舗２３０は、実店舗であっても良く、仮想店舗（ＥＣサイトなど）であっても良い。

[0019] 第１のイベント２４０とは、例えば、商品・サービスの購入に伴う決済、第１の店舗２３０への来店・来場・アクセス、第１の店舗２３０への問い合わせを含むコンタクト、などのような概念である。第１の店舗２３０における第１のイベント２４０の発生は、第１のアプリケーション２２０によって検知され、第１のアプリケーション２２０が検知した旨を本装置１００に通知する。

[0020] クーポン選定手段１３０は、第１のイベント２４０と関連性のあるクーポ

ン特徴情報 320 を備えるクーポン 310 を選定するための選定規則 330 に基づいて、一のクーポン 310 をクーポン記憶手段 110 から選定する。選定規則 330 は、例えば、第 1 のイベント 240 が発生した第 1 の店舗 230 と住所（距離）に近い第 2 の店舗 280 のクーポン 310 を選択するという規則であっても良い。

[0021] 図 3 で示すように、クーポン選定手段 130 は、例えば、第 1 のイベント 240 が発生した第 1 の店舗 230 の所在地が“東京都世田谷区”である場合、同じく“東京都世田谷区”で所在地に近い第 2 の店舗 280：店舗 C のクーポン 310 を選定する。

[0022] また、選定規則 330 は、例えば、第 1 のイベント 240 が発生した第 1 の店舗 230 の業種と相性の良い業種である第 2 の店舗 280 のクーポン 310 を選択するという規則であっても良い。ここで、相性が良いとは、第 1 の店舗 230 において第 1 のイベント 240 が発生した後に、高確率で第 2 の店舗 280 においてクーポン 310 が利用される又はクーポン 310 に関連するユーザー行動が起こるという関係である。クーポン 310 に関連するユーザー行動とは、商品・サービスの購入に伴う決済、第 2 の店舗 280 への来店・来場・アクセス、第 2 の店舗 280 への問い合わせを含むコンタクト、などのような行動である。

[0023] 図 1 及び 3 で示すように、クーポン選定手段 130 は、例えば、第 1 のイベント 240 が発生した第 1 の店舗 230 の業種が“日用品の小売業”であり、“日用品小売業”と“飲食業”とが相性が良いという選定規則 330 がある場合、“飲食業”である第 2 の店舗 280：店舗 B のクーポン 310 を選定する。

[0024] また、選定規則 330 は、例えば、第 2 の店舗 280 のクーポン 310 と相性の良い第 1 の店舗 230 の業種において第 1 のイベント 240 が発生した場合、その第 2 の店舗 280 のクーポン 310 を選択する規則であっても良い。

[0025] 図 1 及び 3 で示すように、クーポン選定手段 130 は、例えば、第 1 のイ

ベント 240 が発生した第 1 の店舗 230 の業種が “電化製品の小売業” の場合、“電化製品の小売業” と相性の良いとされる第 2 の店舗 280 : 仮想店舗 B (EC サイト) のクーポン 310 を選定する。

[0026] また、選定規則 330 は、店舗 280 による協賛金 (出資金) の多寡など何らかの理由によって決められるクーポン 310 の選択優先度の順に従って、クーポン 310 を選択するという規則であっても良い。

[0027] 図 3 で示すように、クーポン選定手段 130 は、例えば、優先順位が “1 (位)” である第 2 の店舗 280 : 店舗 B のクーポン 310 を選定する。また、クーポン選定手段 130 は、例えば、優先順位が “1 (位)” から “4 (位)” である複数の第 2 の店舗 280 : 店舗 B、C、仮想店舗 B、C のクーポン 310 を選定する形態としても良い。

[0028] なお、クーポン選定手段 130 は、上記のように観点の異なる複数の選定規則 330 を組み合わせて、一のクーポン 310 をクーポン記憶手段 110 から選定する形態としても良い。

[0029] クーポン通知手段 140 は、第 1 のアプリケーション 220 に対し、クーポン選定手段 130 によって選定されるクーポン 310 を通知する。クーポン通知手段 140 は、第 1 のアプリケーション 220 に代えて、第 2 の事業者 260 がサービス提供する第 2 のアプリケーション 270 に対し、クーポン選定手段 130 によって選定されるクーポン 310 を通知する形態としても良い。

[0030] クーポン通知手段 140 は、第 1 のアプリケーション 220 に代えて、ユーザー端末 350 及びユーザー端末 350 にインストールされているアプリケーションを指定して広告を通知する場合にユーザー端末 350 を特定するための情報であるユーザー端末識別情報 (所謂、広告 ID (Identifier)) 360 で識別されるユーザー端末にインストールされる、広告を受信可能な広告用アプリケーション 370 に対し、クーポン選定手段 130 によって選定されるクーポン 310 を通知する形態としても良い。

[0031] クーポン通知手段 140 は、第 1 のアプリケーション 220 に代えて、ユ

ーザー端末３５０に対し、ショートメッセージサービスを使用してクーポン３１０又はクーポン３１０へのリンク情報を通知する形態としても良い。また、クーポン通知手段１４０は、第１のアプリケーション２２０に代えて、ＰＯＳレジ等を介して紙製のレシートとして、クーポン３１０又はクーポン３１０へのリンク情報を通知する形態としても良い。

[0032] 第２通知取得手段１５０は、第１のアプリケーション２２０から、第２の店舗２８０において、クーポン通知手段１４０によって通知されるクーポン３１０に関する第２のイベント２９０が発生したことを検知した旨の通知（第２の通知）３００を取得する。第２のイベント２９０とは、例えば、クーポン３１０を利用した商品・サービスの購入に伴う決済、第２の店舗２８０への来店・来場・アクセス、第２の店舗２８０への問い合わせを含むコンタクト、などのような概念である。

[0033] また、第２通知取得手段１５０は、第１のアプリケーション２２０に代えて、第２のアプリケーション２９０から、第２の通知３００を取得する形態としても良い。

[0034] 第２の店舗２８０における第２のイベント２９０の発生は、第１のアプリケーション２２０又は第２のアプリケーション２９０によって検知され、検知主体である第１のアプリケーション２２０又は第２のアプリケーションが検知した旨を本装置１００に通知する。

[0035] 分析手段１６０は、第２の通知３００に基づいて、選定規則３３０を修正するための分析を行う。分析手段１６０は、例えば、第１のイベント２４０が発生した後に第２のイベント２９０が発生する頻度を、この頻度が高まるように選定規則３３０を修正するための分析を行う。

[0036] つまり、分析手段１６０は、効率的に、効果的なクーポン３１０を選定できるように、クーポン選定手段１３０に対しフィードバックを行い、店舗間の効率的・効果的な相互送客の実現に寄与する。

[0037] また、分析手段１６０は、選定規則３３０における第１のイベント２４０と第２のイベント２９０との相性の良さの評価を精緻化・高度化させるため

の分析を行う。

分析手段１６０は、上記の分析を行った結果に基づいて、選定規則３３０の修正を行う。

本装置１００は、上記の動作原理に基づいて、店舗間の効率的・効果的な相互送客を実現する。

(本実施の形態に係る広告装置のハードウェア構成)

[0038] 図４を用いて、本装置１００のハードウェア構成例について説明する。図４は、本装置１００のハードウェア構成の一例を示す図である。図４で示すように、本装置１００は、ＣＰＵ（Central Processing Unit）５１０、ＲＯＭ（Read-Only Memory）５２０、ＲＡＭ（Random Access Memory）５３０、補助記憶装置５４０、通信Ｉ／Ｆ５５０、入力装置５６０、表示装置５７０、記憶媒体Ｉ／Ｆ５８０を有する。

[0039] ＣＰＵ５１０は、ＲＯＭ５２０に記憶されたプログラムを実行する装置であり、ＲＡＭ５３０に展開（ロード）されたデータを、プログラムの命令に従って演算処理し、本装置１００全体を制御する。ＲＯＭ５２０は、ＣＰＵ５１０が実行するプログラムやデータを記憶している。ＲＡＭ５３０は、ＣＰＵ５１０でＲＯＭ５２０に記憶されたプログラムを実行する際に、実行するプログラムやデータが展開（ロード）され、演算の間、演算データを一時的に保持する。

[0040] 補助記憶装置５４０は、基本ソフトウェアであるＯＳ（Operating System）や本実施の形態に係るアプリケーションプログラムなどを、関連するデータとともに記憶する装置である。補助記憶装置５４０は、クーポン記憶手段１１０を含み、例えば、ＨＤＤ（Hard Disk Drive）やフラッシュメモリなどである。

[0041] 通信Ｉ／Ｆ５５０は、有線・無線ＬＡＮ（Local Area Network）、インターネットなどの通信ネットワーク３６０に接続し、通信機能を提供する他装置３５０とデータの授受を行うためのインターフェースである。

[0042] 入力装置５６０は、キーボードなど本装置１００にデータ入力を行うため

の装置である。表示装置（出力装置）570は、LCD（Liquid Crystal Display）等で構成される装置であり、本装置100が有する機能をユーザーが利用する際や各種設定を行う際のユーザーインターフェースとして機能する装置である。記憶媒体1/F580は、CD-ROM、DVD-ROM、USBメモリなどの記憶媒体590とデータの送受信を行うためのインターフェースである。

- [0043] 本装置100が有する各手段は、CPU510が、ROM520又は補助記憶装置540に記憶された各手段に対応するプログラムを実行することにより実現される形態としても良い。また、本装置100が有する各手段は、当該各手段に関する処理をハードウェアとして実現される形態としても良い。また、通信1/F550を介して外部サーバー装置から本発明に係るプログラムを読み込ませたり、記憶媒体1/F580を介して記憶媒体590から本発明に係るプログラムを読み込ませたりして、本装置100に当該プログラムを実行させる形態としても良い。

（本実施の形態に係る広告装置による処理例）

図5を用いて、本装置100による処理例の流れを説明する。図5は、本装置100による処理の一例の流れを示すフローチャートである。

- [0044] S10で第1通知取得手段120が、第1の事業者210がサービス提供する第1のアプリケーション220から、第1の通知250を取得する。第1の店舗230における第1のイベント240の発生は、第1のアプリケーション220によって検知され、第1のアプリケーション220が検知した旨を本装置100に通知する。
- [0045] S20でクーポン選定手段130が、第1のイベント240と関連性のあるクーポン特徴情報320を備えるクーポン310を選定するための選定規則330に基づいて、クーポン310をクーポン記憶手段110から選定する。
- [0046] 選定規則330は、例えば、第1のイベント240が発生した第1の店舗230と住所（距離）に近い第2の店舗280のクーポン310を選択する

という規則であっても良い。

[0047] 図3で示すように、クーポン選定手段130は、例えば、第1のイベント240が発生した第1の店舗230の所在地が“東京都世田谷区”である場合、同じく“東京都世田谷区”で所在地に近い第2の店舗280：店舗Cのクーポン310を選定する。

[0048] また、選定規則330は、例えば、第1のイベント240が発生した第1の店舗230の業種と相性の良い業種である第2の店舗280のクーポン310を選択するという規則であっても良い。ここで、相性が良いとは、第1の店舗230において第1のイベント240が発生した後に、高確率で第2の店舗280においてクーポン310が利用される又はクーポン310に関連するユーザー行動が起こるという関係である。クーポン310に関連するユーザー行動とは、第2の店舗280における商品・サービスの購入に伴う決済、第2の店舗280への来店・来場・アクセス、第2の店舗280への問い合わせを含むコンタクト、などのような行動である。

[0049] 図1及び3で示すように、クーポン選定手段130は、例えば、第1のイベント240が発生した第1の店舗230の業種が“日用品の小売業”であり、“日用品小売業”と“飲食業”とが相性が良いという選定規則330がある場合、“飲食業”である第2の店舗280：店舗Bのクーポン310を選定する。

[0050] また、選定規則330は、例えば、第2の店舗280のクーポン310と相性の良い第1の店舗230の業種において第1のイベント240が発生した場合、その第2の店舗280のクーポン310を選択する規則であっても良い。

[0051] 図1及び3で示すように、クーポン選定手段130は、例えば、第1のイベント240が発生した第1の店舗230の業種が“電化製品の売業”の場合、“電化製品の売業”と相性の良いとされる第2の店舗280：仮想店舗B（ECサイト）のクーポン310を選定する。

[0052] また、選定規則330は、店舗280による協賛金（出資金）の多寡など

何らかの理由によって決められるクーポン310の選択優先度の順に従って、クーポン310を選択するという規則であっても良い。

[0053] 図3で示すように、クーポン選定手段130は、例えば、優先順位が“1（位）”である第2の店舗280：店舗Bのクーポン310を選定する。また、クーポン選定手段130は、例えば、優先順位が“1（位）”から“4（位）”である複数の第2の店舗280：店舗B、C、仮想店舗B、Cのクーポン310を選定する形態としても良い。

[0054] S30でクーポン通知手段140が、第1のアプリケーション220に対し、S20において選定されたクーポン310を通知する。クーポン通知手段140は、第1のアプリケーション220に代えて、第2のアプリケーション270に対し、S20において選定されたクーポン310を通知する形態としても良い。

[0055] また、クーポン通知手段140は、第1のアプリケーション220に代えて、ユーザー端末識別情報（広告ID）360で識別されるユーザー端末にインストールされる広告用アプリケーション370に対し、S20において選定されたクーポン310を通知する形態としても良い。

[0056] また、クーポン通知手段140は、第1のアプリケーション220に代えて、ユーザー端末350に対し、ショートメッセージサービスを使用してクーポン310又はクーポン310へのリンク情報を通知する形態としても良い。また、クーポン通知手段140は、第1のアプリケーション220に代えて、POSレジ等を介して紙製のレシートとして、クーポン310又はクーポン310へのリンク情報を通知する形態としても良い。

[0057] S40で第2通知取得手段150が、第1のアプリケーション220から、第2の通知300を取得する。第2のイベント290とは、例えば、S30において通知されたクーポン310を利用した商品・サービスの購入に伴う決済、第2の店舗280への来店・来場・アクセス、第2の店舗280への問い合わせを含むコンタクト、などのような概念である。

[0058] また、第2通知取得手段150は、第1のアプリケーション220に代え

て、第2のアプリケーション290から、第2の通知300を取得する形態としても良い。

[0059] 第2の店舗280における第2のイベント290の発生は、第1のアプリケーション220又は第2のアプリケーション290によって検知され、検知主体である第1のアプリケーション220又は第2のアプリケーションが検知した旨を本装置100に通知する。

[0060] S50で分析手段160が、S40において取得した第2の通知300に基づいて、選定規則330を修正するための分析を行う。分析手段160は、例えば、第1のイベント240が発生した後に第2のイベント290が発生する頻度を、この頻度が高まるように選定規則330を修正するための分析を行う。

[0061] つまり、分析手段160は、効率的に、効果的なクーポン310を選定できるように、クーポン選定手段130に対しフィードバックを行い、店舗間の効率的・効果的な相互送客の実現に寄与する。

[0062] S60で分析手段160が、S50において行った分析の結果に基づいて、クーポン選定手段130の選定規則330及び／又はクーポン記憶手段110のクーポン特徴情報320の修正を行う。

上記のような処理を行うことによって、本装置100は、店舗間の効率的・効果的な相互送客を実現する。

[0063] 以上、本発明の実施の形態について詳述したが、本発明は係る特定の実施の形態に限定されるものではなく、特許請求の範囲に記載された本発明の要旨の範囲において、種々の変形・変更が可能である。

符号の説明

- [0064] 100 広告装置
110 クーポン記憶手段
120 第1通知取得手段
130 クーポン選定手段
140 クーポン通知手段

- 1 5 0 第2通知取得手段
- 1 6 0 分析手段
- 2 1 0 第1の事業者
- 2 2 0 第1のアプリケーション
- 2 3 0 第1の店舗
- 2 4 0 第1のイベント
- 2 5 0 第1の通知：第1のイベントが発生したことを検知した旨の通知
- 2 6 0 第2の事業者
- 2 7 0 第2のアプリケーション
- 2 8 0 第2の店舗
- 2 9 0 第2のイベント
- 3 0 0 第2の通知：第2のイベントが発生したことを検知した旨の通知
- 3 1 0 クーポン
- 3 2 0 クーポン特徴情報
- 3 3 0 選定規則
- 3 4 0 ユーザー
- 3 5 0 ユーザー端末
- 3 6 0 ユーザー端末識別情報
- 3 7 0 広告用アプリケーション
- 3 8 0 通信ネットワーク
- 5 1 0 C P U
- 5 2 0 R O M
- 5 3 0 R A M
- 5 4 0 補助記憶装置
- 5 5 0 通信インターフェース
- 5 6 0 入力装置
- 5 7 0 出力装置
- 5 8 0 記憶媒体インターフェース

5 9 0 記憶媒体

請求の範囲

- [請求項1] 第1の事業者がサービス提供する第1のアプリケーションから、前記第1の事業者が運営する第1の店舗において第1のイベントが発生したことを検知した旨の通知を取得する第1通知取得手段と、
- 第2の事業者が運営する第2の店舗で利用可能なクーポンと、該クーポンの特徴を表すクーポン特徴情報と、を関連付けて記憶するクーポン記憶手段と、
- 前記第1のイベントと関連性のある前記クーポン特徴情報を備える前記クーポンを選定する選定規則に基づいて、一の前記クーポンを前記クーポン記憶手段から選定するクーポン選定手段と、
- 前記第1のアプリケーションに対し、前記一のクーポンを通知するクーポン通知手段と、
- 前記第1のアプリケーションから、前記第2の店舗において前記一のクーポンに関する第2のイベントが発生したことを検知した旨の通知を取得する第2通知取得手段と、
- 前記第2のイベントが発生したことを検知した旨の通知に基づいて、前記選定規則を修正するための分析を行う分析手段と、を有し、
- 前記分析手段が、前記第1のイベントが発生した後に前記第2のイベントが発生する頻度を、該頻度が高まるように前記選定規則を修正するための分析を行い、該分析を行った結果に基づいて、前記選定規則の修正を行うことを特徴とする広告装置。
- [請求項2] 前記クーポン通知手段が、前記第1のアプリケーションに代えて、前記第2の事業者がサービス提供する第2のアプリケーションに対し、前記一のクーポンを通知し、
- 前記第2通知取得手段が、前記第1のアプリケーションに代えて、前記第2のアプリケーションから、前記第2のイベントが発生したことを検知した旨の通知を取得することを特徴とする請求項1に記載の広告装置。

- [請求項3] 前記クーポン通知手段が、前記第1のアプリケーションに代えて、ユーザー端末及び該ユーザー端末にインストールされているアプリケーションを指定して広告を通知する場合に前記ユーザー端末を特定するための情報であるユーザー端末識別情報で識別されるユーザー端末にインストールされる、広告を受信可能な一の広告用アプリケーションに対し、前記一のクーポンを通知し、
- 前記第2通知取得手段が、前記第1のアプリケーションに代えて、前記第2の事業者がサービス提供する第2のアプリケーションから、前記第2のイベントが発生したことを検知した旨の通知を取得することを特徴とする請求項1に記載の広告装置。
- [請求項4] 前記クーポン通知手段が、前記第1のアプリケーションに代えて、ユーザー端末に対し、ショートメッセージサービスを使用して前記一のクーポン又は前記一のクーポンへのリンク情報を通知し、
- 前記第2通知取得手段が、前記第1のアプリケーションに代えて、前記第2の事業者がサービス提供する第2のアプリケーションから、前記第2のイベントが発生したことを検知した旨の通知を取得することを特徴とする請求項1に記載の広告装置。
- [請求項5] 前記クーポン通知手段が、前記第1のアプリケーションに代えて、紙製のレシートとして、前記一のクーポン又は前記一のクーポンへのリンク情報を通知し、
- 前記第2通知取得手段が、前記第1のアプリケーションに代えて、前記第2の事業者がサービス提供する第2のアプリケーションから、前記第2のイベントが発生したことを検知した旨の通知を取得することを特徴とする請求項1に記載の広告装置。
- [請求項6] 前記第2通知取得手段が、前記第1のアプリケーションに代えて、前記第2の事業者がサービス提供する第2のアプリケーションから、前記第2のイベントが発生したことを検知した旨の通知を取得することを特徴とする請求項1に記載の広告装置。

[請求項7]

第1通知取得手段が、第1の事業者がサービス提供する第1のアプリケーションから、前記第1の事業者が運営する第1の店舗において第1のイベントが発生したことを検知した旨の通知を取得するステップと、

クーポン選定手段が、第2の事業者が運営する第2の店舗で利用可能なクーポンと該クーポンの特徴を表すクーポン特徴情報とを関連付けて記憶するクーポン記憶手段から、前記第1のイベントと関連性のある前記クーポン特徴情報を備える前記クーポンを選定する選定規則に基づいて、一の前記クーポンを選定するステップと、

クーポン通知手段が、前記第1のアプリケーションに対し、前記一のクーポンを通知するステップと、

第2通知取得手段が、前記第1のアプリケーションから、前記第2の店舗において前記一のクーポンに関する第2のイベントが発生したことを検知した旨の通知を取得するステップと、

分析手段が、前記第2のイベントが発生したことを検知した旨の通知に基づいて、前記選定規則を修正するための分析を行うステップと、を含み、

前記分析手段が、前記第1のイベントが発生した後に前記第2のイベントが発生する頻度を、該頻度が高まるように前記選定規則を修正するための分析を行い、該分析を行った結果に基づいて、前記選定規則の修正を行うことを特徴とする広告方法。

[請求項8]

前記クーポン通知手段が、前記第1のアプリケーションに代えて、前記第2の事業者がサービス提供する第2のアプリケーションに対し、前記一のクーポンを通知し、

前記第2通知取得手段が、前記第1のアプリケーションに代えて、前記第2のアプリケーションから、前記第2のイベントが発生したことを検知した旨の通知を取得することを特徴とする請求項7に記載の広告方法。

- [請求項9] 前記クーポン通知手段が、前記第1のアプリケーションに代えて、ユーザー端末及び該ユーザー端末にインストールされているアプリケーションを指定して広告を通知する場合に前記ユーザー端末を特定するための情報であるユーザー端末識別情報で識別されるユーザー端末にインストールされる、広告を受信可能な一の広告用アプリケーションに対し、前記一のクーポンを通知し、
- 前記第2通知取得手段が、前記第1のアプリケーションに代えて、前記第2の事業者がサービス提供する第2のアプリケーションから、前記第2のイベントが発生したことを検知した旨の通知を取得することを特徴とする請求項7に記載の広告方法。
- [請求項10] 前記クーポン通知手段が、前記第1のアプリケーションに代えて、ユーザー端末に対し、ショートメッセージサービスを使用して前記一のクーポン又は前記一のクーポンへのリンク情報を通知し、
- 前記第2通知取得手段が、前記第1のアプリケーションに代えて、前記第2の事業者がサービス提供する第2のアプリケーションから、前記第2のイベントが発生したことを検知した旨の通知を取得することを特徴とする請求項7に記載の広告方法。
- [請求項11] 前記クーポン通知手段が、前記第1のアプリケーションに代えて、紙製のレシートとして、前記一のクーポン又は前記一のクーポンへのリンク情報を通知し、
- 前記第2通知取得手段が、前記第1のアプリケーションに代えて、前記第2の事業者がサービス提供する第2のアプリケーションから、前記第2のイベントが発生したことを検知した旨の通知を取得することを特徴とする請求項7に記載の広告方法。
- [請求項12] 前記第2通知取得手段が、前記第1のアプリケーションに代えて、前記第2の事業者がサービス提供する第2のアプリケーションから、前記第2のイベントが発生したことを検知した旨の通知を取得することを特徴とする請求項7に記載の広告方法。

[請求項13] コンピュータに、請求項7乃至12の何れかーに記載の方法を実行させるための広告プログラム。